

Table with 18 columns: 要望管理番号, 要望事項管理番号, 分割補助, 統合, 管理コード, 所管省庁等, 該当法令, 制度の現状, 措置の分, 措置の内, 措置の概要(対応策), その他, 再検討要請, 措置の分, 措置の内, 措置の概要(対応策), 要望主体, 要望事項番号, 要望事項別(規制改革/民間開放), 要望事項(事項名), 具体的要望内容, 具体的事業の実施内容, 要望理由, 根拠法令等, 制度の所管官庁等, その他(特記事項). Rows 5017-5019 describe water purification systems, and row 5020 describes ISO14001. Row 5009 describes JISO14001.

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助	統括	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分	措置の内	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分	措置の内	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)							
5010	5010001			z17004	厚生労働省、環境省	温泉法第2条、第3条	温泉法第2条に規定された温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(同法第13条第1項)。	c		温泉法において、「温泉」とは、地中から湧き出す温泉水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で摂氏25度以上の温度又は法に定める物質を有するものをいふと定義されている。この「温泉」は、自然態として自然状態に存在する形態を想定しているものであり、湧き出口における状態を分析することにより判断されることから、湧き出口における状態から水分を蒸発させるなどの製品化のための加工が行われた濃縮温泉を温泉法上の「温泉」と判断することはできない。	なお、この「温泉」そのものに対して、循環湯を実施している場合には、温泉法第14条の規定に基づき、その旨及びその理由を掲示することとなっている。また、この「温泉」そのものをタンクローリーなどで輸送する供給方法の場合には、特性として成分が変化しやすいことを掲示又は伝達することが適当であるとして、さらに、利用の許可に当たっては、許可権者である都道府県知事等が、湧き出口と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合には、湧き出口における成分結果に基づき掲示を行って差し支えないとしている。このように、「温泉」を循環湯を巡る場合やタンクローリーで供給する場合の温泉の性状変更に関しては、掲示を求めるとの措置を巡っているところである。	また、「温泉」の過剰採取については、温泉法第10条において「都道府県知事は、温泉源を保護するために必要であると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取量を制限することができる」と規定されており、原料である「温泉」を採取する者に対して、温泉の採取量を規制することで、温泉資源の保護を図っているところである。	要望者の再意見を踏まえ、再度検討されたい。	c		温泉法における「温泉」の定義とは、地中から湧き出す温泉水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で摂氏25度以上の温度又は法に定める物質を有するものをいふ。温泉法では、自然資源の一つである温泉を保護しその利用の適正を図るとの趣旨を踏まえ、この「温泉」は、自然物として自然状態に存在する形態を想定しており、貴重資源である「濃縮温泉水」のように温泉の水分を人為的に蒸発させるなどの加工が行われたものについては本法に定める温泉資源には含まれない旨、既に回答済みであるところ。	株式会社ヒロ	1	A	濃縮温泉水、を温泉法に基づき(温泉として温泉利用許可対象として)もらいたい。	環境省においては「濃縮温泉水」は、湧き出口における状態を分析することにより「温泉」かどうか判断されることから、人工的に製造されているため成分の変更があるため、温泉法に基づき「温泉」とは認めないとしている一方で、濃縮温泉及びタンクローリーの温泉供給といった、温泉以外のものに接触していることから湧き出口における状態から温泉成分が変わると考えられる供給方法について、「温泉」の性状の変更はないとして、温泉法に基づき「温泉」と認めていく状況にある。このように矛盾のある運用を認め、濃縮温泉を一時的に温泉成分を性状を調整させるものが、使用する浴槽等においては循環湯及びタンクローリーで供給された「温泉」とほとんど性状の変更がない「濃縮温泉」を温泉として温泉利用許可対象としていただき、公共浴場においても利用可能としていただきたい。なお、以前、自由に製造販売されている入浴剤等の中に温泉法上の「温泉」のみを原料としているものについて、「何ら混乱を招いていない。現状では厳格な規制をかける必要性はない」との見解をいただいたが、温泉法の趣旨において、「温泉」を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することをもって目的とする」とあり、「温泉」のみを原料とする入浴剤の過剰販売により、「自然資源としての温泉」を材料としている製品に関しては、製品の表示や公衆浴場での利用については担保されていると規定され、安全性については担保されているとされており、あえて温泉法における規制の対応とすべきではない。	現在、温泉利用許可申請書の提出に当たり、タンクローリー又はポリ容器により供給された温泉を利用する場合は、「温泉」の輸送方法の詳細のわかる書類を添付すること。	温泉スタンド、タンクローリー又はポリ容器により温泉を公共の浴用に供しようとする場合は、利用施設の概要のわかる書類を添付すること。	国内の誤った認識の下での温泉が全国の温泉の80%以上も存在していること、平成15年7月31日付け、公正取引委員会の報道発表があったが、未だに改善されていない。よって、天中の恵みでもある温泉資源は、何処でも湧き出ない本物温泉として正しく、誇りをもっていただくべく、本物温泉として温泉法に基づき温泉利用許可対象としてもらいたい。	「濃縮温泉水」は源泉温泉を人為的に加工し、水分のみを蒸発させ、一次的に成分を指定された所定の濃度に濃縮する単純なものである。	「濃縮温泉水」は使用する浴槽等において所定の倍率により、水道水等で希釈すれば元の源泉温泉になる。	「濃縮温泉水」は安全及び衛生面において、水の腐食等がないために最も有効であり、レジオネラ属菌等の繁殖も抑制するために殺菌対策及び殺菌、防び対策にも役立つ。優れものである。	国内の誤った認識の下での温泉が全国の温泉の80%以上も存在していること、平成15年7月31日付け、公正取引委員会の報道発表があったが、未だに改善されていない。よって、天中の恵みでもある温泉資源は、何処でも湧き出ない本物温泉として正しく、誇りをもっていただくべく、本物温泉として温泉法に基づき温泉利用許可対象としてもらいたい。	「アトピー・性皮膚炎専門医」アトピー・性皮膚炎患者から「濃縮温泉水」の公衆浴場使用期限を求めるとの要望が多数寄せられている。	温泉法	環境省・厚生労働省	
5049	5049005			z17005	環境省	自動車NOx・PM法 第12条、第14条、大気汚染防止法第19条	自動車NOx・PM法に基づき、対策地域のトラック・バス等、ディーゼル乗用車のうち排出基準を満たさないものについては、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置(車種規制)を講じている。	c		現在、中央環境審議会大気環境部会のもとに設置された自動車排出ガス総合対策小委員会において、自動車NOx・PM法の目標達成に向け、現行の施策の進捗状況等を踏まえて、今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について審議いただいている。小委員会においては、「流入車も含めた適合車への転換をどのように進めるのか、対策地域の範囲をどうするか、についても検討課題とされている。	平成15年度から使用過程車の排気ガス性状の劣化等について調査を実施しているところであり、この調査結果を踏まえ、関係府省と連携し、使用過程車の排気ガス性能を良好に維持・確保する方策について検討していくこととしている。また、前述の小委員会においては、「使用過程車に係る排出ガス水素の設置等の使用過程車に係る総合的な対策についてどのように考えるか、についても検討課題とされている。	上記、については、平成17年12月に中間報告を取りまとめられ、引き続き検討が行われているところ。	小委員会での審議の状況を見守りつつ、これらの事項について今後検討したい。		現在、中央環境審議会大気環境部会のもとに設置された自動車排出ガス総合対策小委員会において、自動車NOx・PM法の目標達成に向け、現行の施策の進捗状況等を踏まえて、今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について審議いただいている。小委員会においては、「流入車も含めた適合車への転換をどのように進めるのか、対策地域の範囲をどうするか、についても検討課題とされている。	平成15年度から使用過程車の排気ガス性状の劣化等について調査を実施しているところであり、この調査結果を踏まえ、関係府省と連携し、使用過程車の排気ガス性能を良好に維持・確保する方策について検討していくこととしている。また、前述の小委員会においては、「使用過程車に係る排出ガス水素の設置等の使用過程車に係る総合的な対策についてどのように考えるか、についても検討課題とされている。	上記、については、平成17年12月に中間報告を取りまとめられ、引き続き検討が行われているところ。	小委員会での審議の状況を見守りつつ、これらの事項について今後検討したい。		自動車Nox-PM法では、車検制度によって、基準を満たさない車両は対策地域に登録できないが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象にするなど、抜本的な使用過程車対策を実施すること。使用過程車の排出ガス性能を維持・確保するため、車検時の検査対象項目にNox・PM加入すること。	都における大気汚染の根本的な原因は国の自動車排出ガス規制の遅れにある。	また、Nox-PM法の対策地域への流入車対策の認識不足、対策地域外の環境改善の遅れも国の問題である。	ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染を早期に改善するとともに、健康被害者を救済するため、抜本的な使用過程車対策を実施する必要がある。	自動車Nox-PM法	環境省、国土交通省							
5049	5049006			z17006	環境省	環境基本法第16条	環境基準は、環境基本法に基づき設定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」とあり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないとされている。大気汚染に係る環境基準としては現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質のほか、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4つの有害大気汚染物質等について設定されている。	b		粒径2.5μm以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成14年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から(平成18年度までの予定)全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び国内外の見解や規制に関する動向等も踏まえつつ、その必要性も含めて検討することとしている。	なお、粒子状物質対策については、粒径10μm以下の粒子状物質に係る環境基準を設定し、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法に基づき規制等、基準達成に向けた施策を講じているところであり、これらの取組は、PM2.5等の低減にも寄与するものと考えている。				東京都	6	A	ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	ディーゼル排出微粒子などによる大気汚染の健康影響に関する調査を確立に推進し、その結果も踏まえ、新たに超微粒子(PM2.5)以下の環境基準を設定すること。	微小粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などの強い関連性を示す報告がある。	ディーゼル排出微粒子のほとんどが微小粒子といわれている。	微小粒子の環境基準を設定するも、国民の健康を守るための実効性ある対策をとる必要がある。	大気汚染防止法	環境省								
5049	5049007			z17007	国土交通省、環境省	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶から排出される排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、平成17年5月発効のマルポール条約附属書「の国内法として「海洋汚染防止法」の改正が行われており、この法律の適切な施行を図っていくことが汚染軽減に当たって必要と必要と考えることとしている。	c		国内の取組としては、港湾を管理している地方自治体の取組とあわせて、船舶からの大気汚染を防止するための、国際的な取組である「マルポール条約附属書」の国内法として「海洋汚染防止法」の改正が行われており、この法律の適切な施行を図っていくことが汚染軽減に当たって必要と必要と考えることとしている。	また、船舶からの排出ガス規制や燃料中の硫黄分規制について定めたところであり、条約発効とともに施行したところ。	要望者から次のとおり意見が提出されている。改めて見解を示されたい。				東京都	7	A	船舶からの排出ガス対策	マルポール条約の批准に伴い改正海洋汚染防止法が昨年5月19日に施行されたが、既存船は重質酸化硫黄規制の対象とならないこと、粒子状物質は規制対象としていないこと、燃料の硫黄分は4.5%以下としていること(国内の実勢は硫黄分3.0%以下)などから、船舶からの排出ガスについて、より抜本的な対策を講ずること。	船舶からの排出ガス対策は、一港灣の問題ではなく、全日本レベルでの対応が必要不可欠である。また、対象事業者は、外国の船舶運航事業者も含め広汎にわたるため、国内法による規制だけでは不十分である。環境対策に、より実効性を持たせるためには、国際的な取組が必要であり、マルポール条約の改正を含め、国際機関への働きかけを行うべきである。	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省、環境省									

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057100			z17008	環境省		産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。	産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。	産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。		「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改正)」(平成18年3月31日閣議決定)を受けて、先行可証の活用について、その積極的活用を都道府県等において、担当者会議でも適宜周知しているところであり、今後とも周知徹底をはかっている。		(社)日本経済団体連合会	100	A	産業廃棄物処理に係る許可手続の簡素化・電子化	<p>産業廃棄物処理施設ならびに収集運搬業者の許可について、役員の実態に係る変更手続きに関する「住民票・登記事項証明書等」を削減する方向で見直す必要がある。</p> <p>産業廃棄物処理法の行政手続については簡素化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行うように見直す。『規制改革・民間開放推進3か年計画(再改正)』(2006年3月31日)において、産業廃棄物処理法の許可情報等について「事業者や地方公共団体の意見も踏まえ、電子化に向けた取組を開始することとなっているところである。」</p> <p>規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)において、平成18年度中に「事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組を開始することとなっているところである。」</p> <p>産業廃棄物処理施設については、地域住民の生活環境の保全を確保すべく、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設の運営についてきめ細かな指導・監督を行う必要がある。広域化を行うことにより、そういった指導・監督のきめ細かさを担保することが不可能となし、指導の徹底と事務の効率化について検討し、平成17年の法改正において産業廃棄物処理行政に携わる地方自治体の範囲について見直したところである。</p>	<p>将来的には、産業廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報共有システム構築による「ネットの活用」による一括申請の導入により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行い、電子化による業務効率の向上が期待される。</p> <p>また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書の提出を一律に義務付ける必要がなくなる。また、個人事業者の負担軽減を図るとともに、個人事業者による申請の提出も可能とする。また、個人事業者の負担軽減を図るとともに、個人事業者による申請の提出も可能とする。</p>	環境省大臣官房 廃棄物リサイクル対策課	産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請に係る手続の簡素化等について、担当者会議でも適宜周知しているところであり、今後とも周知徹底をはかっている。	
5057	5057101			z17009	環境省		産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。	産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。	産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。		「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改正)」(平成17年度11月交付関係閣議決定)において、産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。		(社)日本経済団体連合会	101	A	木くずの処理における産業廃棄物処理法の扱いの弾力化	<p>右記の「木くず」を産業廃棄物として処理するにあたっては、産業廃棄物処理法の規定に則して、一般廃棄物として処理することを原則とし、地方公共団体の裁量で処理できる。また、地方公共団体の裁量で処理することが困難である場合、または、廃棄物の処理に際しては、産業廃棄物として処理の必要性が認められる場合に、産業廃棄物として処理することとする。</p> <p>また、この「木くず」を産業廃棄物として処理するにあたっては、産業廃棄物として処理するにあたっては、産業廃棄物として処理することとする。</p>	環境省大臣官房 廃棄物リサイクル対策課	右記の「木くず」を産業廃棄物として処理するにあたっては、産業廃棄物処理法の規定に則して、一般廃棄物として処理することを原則とし、地方公共団体の裁量で処理できる。また、地方公共団体の裁量で処理することが困難である場合、または、廃棄物の処理に際しては、産業廃棄物として処理の必要性が認められる場合に、産業廃棄物として処理することとする。		
5057	5057102			z17010	環境省		産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。	産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。	産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。		「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改正)」(平成17年度11月交付関係閣議決定)において、産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。		(社)日本経済団体連合会	102	A	産業廃棄物処理に係る許可が欠格事由による見直し	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改正)」(平成17年度11月交付関係閣議決定)において、産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。</p> <p>産業廃棄物処理法の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。</p>	環境省大臣官房 廃棄物リサイクル対策課	「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改正)」(平成17年度11月交付関係閣議決定)において、産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。		
5057	5057103			z17011	環境省		産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。	産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。	産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。		「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改正)」(平成17年度11月交付関係閣議決定)において、産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。		(社)日本経済団体連合会	103	A	広域認定制における取組の明確化と手続の簡素化	<p>現在、企業独自の技術が多岐に渡り存在する中、製造事業者による効率的な廃棄物処理を行うべく「拡大生産者責任」を軸とした広域認定制度を創設している。本制度の意義は、本制度の創設により、製造事業者が認定されたシステムで廃棄物処理を行うことができることとなる。また、製造事業者が認定されたシステムで廃棄物処理を行うことができることとなる。</p> <p>また、製造事業者が認定されたシステムで廃棄物処理を行うことができることとなる。</p>	環境省大臣官房 廃棄物リサイクル対策課	「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改正)」(平成17年度11月交付関係閣議決定)において、産業廃棄物処理業者の許可の申請については、産業廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続きを定めている。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分	措置の内	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分	措置の内	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057104			z17012	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4?	再生利用認定制度により環境大臣の認定を受けた事業者は廃棄物の処理につき許可を有する必要がない。	c	再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、処理業及び施設設置の許可を不要とする制度である。したがって、生活環境保全上支障が生じないことを担保するために、厳格な要件が定められており、認定を受ける者についても厳格な基準が定められている。かかる制度の趣旨から、認定の対象は申請者自身に限られ、委託先(処理・運搬を含む)を行う者は含まれない。そのため、輸送を他へ委託するケースは本制度の範囲外であり、委託業者は廃棄物の処理を行う際、当然許可が必要となるものである。これについて許可を不要とする場合は、上記の制度の趣旨に反するほか、認定外の業者により不適正処理が行われるおそれがあるため、御要望には応じられない。			再生利用認定制度においては、物流子会社等と共同で認定できる仕組みになっていない。施設の設置、廃棄物の回収及び処理までを別法人(パケージ)で申請した場合は、再生利用のパッケージシステムとして再生利用認定制度で認めらるべきである。(広域認定制度では、共同申請は認められている。) 以下要望者再意見も踏まえて再検討されたい。 再生利用認定制度では、廃棄物の運搬先が認定を受けた再生利用事業者であり、「他者に運搬を委託した場合には不適正処理が行われる蓋然性が高い」とは必ずしも言えない。委託先に対する指導監督の度合いや、認定への登録等をもって、適正処理の担保の可否を検討すべきである。			広域認定制度は拡大生産者責任に即って、製造事業者が処理システムを構築し、その一部である回収システムに係る収集・運搬の許可を不要としているものである。 一方で、再生利用認定制度に即って回収システム等を構築する事を目的としている特別制度ではないため、他者に収集運搬を委託する場合、収集運搬の許可を有する者に委託する必要がある。なお、収集運搬については、要件を満たせば別途広域認定制度の特例を受けることは可能である。	(社)日本経済団体連合会	104	A	再生利用認定制度における収集運搬に係る規制の緩和	「再生利用認定制度において、再生利用認定を受けた事業者が、再生資源を自らの施設に搬入するため、廃棄物の収集運搬業者の委託を必要とする必要とすべきである。少なくとも、収集運搬の委託先が子会社である場合において、許可を不要とするべきである。」	(*)上記の規制緩和が実現した場合、再生利用認定事業者は、製品の出荷に利用した繰り返し材料を再生資源とする廃棄物を取りに行こうとすることが可能となり、広域かつ効率的な良リサイクルの仕組みの構築が可能になる。	廃棄物処理法第15条の4の2(容器包装リサイクル法)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第37条(家電リサイクル法)特定家庭用機器再商品化法第49条	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部	産業廃棄物の再生利用認定制度においては、環境大臣の認定を受けた再生利用事業者は、廃棄物処理法の処理業ならびに処理施設の許可取得が免除される。しかしながら、再生利用事業者の施設まで再生資源を運送する際には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可が必要となる。	
5057	5057105			z17013	経済産業省、環境省	パリゼル法第2条第1項、第8条、外国為替及び外国貿易法第52条、輸入貿易管理令第3条第1項、第3号、関係告示	特定有害廃棄物の輸入に関しては、パリゼル法に基づく「パリゼル法の手続」(OECD加盟国間では、部分的に簡易な手続となっている)を踏まなければならぬ。	c	日本はパリゼル条約の締約国である以上、有害廃棄物の輸出に際して条約上の手続を適正に履行する義務を負うものあり、我が国がパリゼル条約の規制対象物の輸出手続を任意に簡素化することはできない。 一方、EUやOECD諸国間の有害廃棄物の輸出入においては、パリゼル条約上の輸出手続と異なる手続がとられているが、これはパリゼル条約第11条に基き協定として位置づけられたEU規制やOECD理事会決定がそれぞれ適用されるためである。これらの協定は、協定加盟国間においてパリゼル条約により義務づけられる有害廃棄物の環境上適正な処理を確保することが可能であることから、有害廃棄物の輸出入等の手続の簡素化を図っているものであり、地域の状況の異なるアジア圏において直ちに適用できるかについては環境保全の観点等から慎重な検討が必要である。 また、有害廃棄物を輸出入する際の条約等に基づく手続は、有害廃棄物等が環境上適正に運搬及び処分されることを確保するためであり、日本企業が製造・輸出した部品等を利用した製造ともなう有害廃棄物の輸出入の場合であってもその必要性は変わらない。そのためその他の国の企業が製造した部品由来の有害廃棄物等と同様の手続を行い、適正な運搬及び処分を確保する必要がある。なお、特に日本に輸入して高度な技術でリサイクルすることには環境保全上も意義があり、手続に必要以上に時間がかかることのないよう、迅速化に努力しているところである。			以下要望者再意見も踏まえて再検討されたい。 アジア諸国の著しい経済発展等により、廃棄物等の国際的な移動の増加や、これに伴う環境破壊の拡大が懸念される中、国際的な3R推進の観点から特定有害廃棄物等についても適正な輸出入の確保に向けて取組を進めている。 また、これまで本場で実施していた廃棄物等の輸出入に係る事前相談業務等を昨年10月に発足した地方環境事務所へ迅速に移行し、審査業務の体制強化するなど、手続の迅速化に努力しているところである。	(社)日本経済団体連合会	105	A	アジアの資源循環に関する特定有害物輸出入手続の緩和	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出で使用された後に発生した特定有害物含有物として、わが国において再生利用可能な資源として回収される。 製造から廃棄物管理に至るまでのプロセスのひととおりとして、これを輸入する手続の緩和措置を講じ資源循環を促進すべきである。	特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律(パリゼル法)	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部 経済産業省産業技術環境局 環境政策課	日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場生産活動等に使用された後に、使用済み粉塵やめっき液などが発生する。これらのめっき液は有害物を含んでおり、わが国の優れた技術で適切に処理を要することから、ビジネスチャンスを生かすとともに、有害物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有害物を含む特定有害物含有物やリサイクル目的で日本に運搬しようとするなど、いわゆるパリゼル法の適用を受けるために、行政手続等に2年以上かかる場合もあるなど、多大な時間とコストを要することから、ビジネスチャンスを失うこととなる。2006年4月に日本で開催された3Rシンポジウム関係会議において、アジア圏における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。現状では、わが国からアジア諸国に再資源化技術を提供することは、現地での規制や経済状況等の条件から困難を伴うことが多く、したがって、まずは上記の輸出入に係る規制を緩和することにより、わが国はアジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与すべきである。					
5057	5057106			z17014	環境省	廃棄物処理法において、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない。	d	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない。環境省においては、法に定められた規制を超える要請等による運用については、必要な見直しを行うよう都道府県に考えを示している。なお、各種リサイクル法の制定や循環基本計画の策定など、循環型社会形成に向けた政策的な指針を示し、地方公共団体の指導を徹底すべきである。			以下要望者再意見も踏まえて、再検討されたい。 「環境省は、廃棄物処理法に定められた規制以上の地方公共団体の運用を正すだけでなく、リサイクル等の資源循環が円滑に推進されるよう、循環型社会形成に向けた政策的な指針を示し、地方公共団体の指導を徹底すべきである。」			環境省においては、法に定められた規制を超える要請等による運用については、必要な見直しを行うよう都道府県に考えを示している。なお、各種リサイクル法の制定や循環基本計画の策定など、循環型社会形成に向けた政策的な指針を示し、地方公共団体の指導を徹底すべきである。	(社)日本経済団体連合会	106	A	「廃棄物処理法」等に係る事前協議制の見直し	地方公共団体による事前協議を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合である最終処分や単独処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体への届出で済むようにする。等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直しを行う。地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。	地方公共団体の指導要綱	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部 地方公共団体課	事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかる。迅速な適正処理が図れるよう、地方公共団体の同意が必要である。地方公共団体の同意がなくても、地方公共団体の事前協議や周辺住民の同意が必要である。地方公共団体の事前協議の範囲が広がっているが、またしても一律に取り扱われるため、事前協議の審査が取り難く、リサイクル処理が進まないが実情である。 こうしたことから、届出事業者がリサイクルを志向して、事前協議の範囲を狭くする。結果的にリサイクル促進に向けた取組を阻害する原因となっている。			
5057	5057107			z17015	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2	産業廃棄物収集運搬業の許可の申請については、廃棄物処理法施行規則第9条の2において申請の手続を定めている。	d	以下要望者再意見も踏まえて、再検討されたい。 「要望では、廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項に添付不要と規定されているにもかかわらず、添付を求めた地方公共団体がある」という点を指摘している。回答は要望の内容と違っている。地方公共団体への指導を徹底すべきである。 環境省は、廃棄物処理法に定められた規制以上の地方公共団体の運用を正すだけでなく、リサイクル等の資源循環が円滑に推進されるよう、循環型社会形成に向けた政策的な指針を示し、地方公共団体の指導を徹底すべきである。」			環境省においては、法に定められた規制を超える要請等による運用については、必要な見直しを行うよう都道府県に考えを示している。なお、各種リサイクル法の制定や循環基本計画の策定など、循環型社会形成に向けた政策的な指針を示し、地方公共団体の指導を徹底すべきである。	(社)日本経済団体連合会	107	A	産業廃棄物収集運搬業許可に係る取扱いの徹底(新規)	産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画」の概要を記載した書類の提出を求めることのないよう、地方公共団体への指導を徹底すべきである。 積替え・保管施設の設置・変更にあたり、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求めないよう、地方公共団体に対して指導・徹底を図るべきである。 また、貨物・場における、積替え・保管の取扱いについても、平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の運用を、地方公共団体に対して周知徹底すべきである。	(*)住民の同意が取れない結果、積替え・保管場所を一定のエリア内に配置できず、トラック1台分を満たさないような重量で排出されるものリサイクルは進まない。また、貨物駅又は港湾における産業廃棄物の積替え・保管に係る取扱いについて、地方公共団体に周知徹底されおらず、効率的な物流の妨げになっている。	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部 産業廃棄物課長通知	産業廃棄物の種類等に変更がなければ、「事業計画」の添付は不要とされている(廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項)。地方公共団体によっては、上記書類に、産業廃棄物の種類ごとの排出事業者に関する詳細な情報(所在地、名称、連絡先、排出場所の所在地、事業内容、産業廃棄物管理責任者の役職・氏名)を記載させることがあり、そのような地方公共団体では、許可更新時又は事業計画の取組の際、提出を求められている。また、排出事業者からの排出計画を提示できない場合に、その産業廃棄物の種類についての許可を取消し直す可能性がある。 積替え・保管施設の設置・変更にあたり、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求められらることも多い。 平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知により、貨物駅又は港湾における積替え・保管の定義が明確化された。貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業のうち一定の要件を満たす作業は、コンテナ輸送による運搬と見なされる。					

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分	措置の内	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分	措置の内	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057108			z17016	環境省	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5	産業廃棄物処理施設の変更を行う場合は許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であるときはこの限りでない。	c		排ガスの量が増大する場合は、今まで排ガスが到達しない地点にまで達する可能性もあり、周辺環境への影響を再度考慮する必要があるため、変更の許可が必要と考えられる。一方、白煙対策のうち、排ガス量が変更せず、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が軽減される変更については、軽微な変更として届出による対応が可能となっている。		対応可能となっているとの措置の分類を「d」としたい	c-一部		白煙対策のうち、排ガス量が増え、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が軽減される変更については、軽微な変更として届出による対応が可能となっている。	(社)日本経済団体連合会	108	A	産業廃棄物焼却炉の白煙・紫煙対策の実施(新規)	産業廃棄物焼却炉の白煙または紫煙対策のために行われ、排ガス中の空気希釈処理等の改善行為については、産業廃棄物処理施設の軽微な変更と該当するものと扱い、許可変更手続を不要とする、届出のみとすべきである。	産業廃棄物処理施設の変更にあたっては、都道府県知事の許可を得なければならないが、軽微な変更の場合は届出のみでよいとされている。産業廃棄物焼却炉から発生する白煙や紫煙に対する規制改定のため、排ガスを空気希釈する対策が一般的に行われている。	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部	産業廃棄物処理施設の変更にあたっては、都道府県知事の許可を得なければならないが、軽微な変更の場合は届出のみでよいとされている。産業廃棄物焼却炉から発生する白煙や紫煙に対する規制改定のため、排ガスを空気希釈する対策が一般的に行われている。		
5057	5057110			z17017	環境省	騒音規制法第2条、騒音規制法施行令第1条及び別表第一、振動規制法第2条、振動規制法施行令第1条及び別表第一	騒音規制法(以下、「法」という。)は工場騒音・工場振動の規制を工場・事業場単位で行うこととしており、規制対象となる工場・事業場であるか否かを著しい騒音・振動が発生する施設を設置しているかどうかで判断している。工場・事業場に設置する施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」として法令で定めている。なお、法においては、特定施設を含む工場・事業場から発生する騒音・振動全てが規制の対象となっている。	b		政令で定める特定施設の表は、今後の実態調査、機械の開発・改良等に応じて逐次改訂していく方針であり、直近では平成8年12月に全量加工機械として切断機を追加したところ(騒音規制法)。	従来より要望されているもので実務的なニーズは高く、要望内容が実現するよう確実に措置すべきである。	b		政令で定める特定施設の表は、今後の実態調査、機械の開発・改良等に応じて逐次改訂していく方針であり、直近では平成8年12月に全量加工機械として切断機を追加したところ(騒音規制法)。	(社)日本経済団体連合会	110	A	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象とすべきである。	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象とすべきである。	騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める特定施設を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機が指定されている。同様に、振動規制法においても、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機(原動機定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。	環境省大臣官房環境管理課	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象とすべきである。		
5057	5057111			z17018	環境省	水質汚濁防止法第9条、大気汚濁防止法第10条、第18条の9	水質汚濁防止法及び大気汚濁防止法の規定により、都道府県知事又は政令市長は、水質汚濁防止法に基づく(特定施設並びに大気汚濁防止法に基づく(ばい)塵発生施設及び特定初じん発生施設)並びに大気汚濁防止法に基づく(ばい)塵発生施設及び特定初じん発生施設(以下、「特定施設」という。)に係る設置や構造等の変更する場合、都道府県知事又は政令市長に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置や構造等の変更を行うことができない。ただし、都道府県知事又は政令市長が届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができる。	d		大気汚濁防止法及び水質汚濁防止法の当該規定は、事業者が審査終了前に工事等に着手し、二重投資等の損害が発生することを防ぐことを目的としており、60日という期間は、都道府県知事が審査を行うのに必要な期間であると同時に、事業者をこれ以上長期拘束することは適当でないという考えに立って定められており、実際に審査に60日程度を要する事業も存在する。	要望者が基本が30日で60日まで延長可とすべきに對して、御書は60日を基準に期間の短縮も可能としている。「あらゆる届出について期間延長の可能性が論じられない」というのは一般論である。当該届出の審査の項目や内容に応じた審査期間を調査し、その平均値や変動率等を基に設定すべきである。要望理由にもあるように、「審査に要した日数が30日以内である割合がおおむね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えている。調査結果を基に、再検討されたい。	d		大気汚濁防止法及び水質汚濁防止法の当該規定は、事業者が審査終了前に工事等に着手し、二重投資等の損害が発生することを防ぐことを目的としており、60日という期間は、都道府県知事が審査を行うのに必要な期間であると同時に、事業者をこれ以上長期拘束することは適当でないという考えに立って定められており、実際に審査に60日程度を要する事業も存在する。	(社)日本経済団体連合会	111	A	水質汚濁防止法、大気汚濁防止法における特定施設等に係る届出の緩和	水質汚濁防止法に基づく(特定施設等)並びに大気汚濁防止法に基づく(ばい)塵発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行入はよいこととし、届出施設の内容が複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。	着工の約30日前までに、発注先、機械の仕様、工程が確定できない場合が多いため、着工予定日060日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しい現状である。	環境省大臣官房環境管理課	水質汚濁防止法及び大気汚濁防止法の当該規定は、事業者が審査終了前に工事等に着手し、二重投資等の損害が発生することを防ぐことを目的としており、60日という期間は、都道府県知事が審査を行うのに必要な期間であると同時に、事業者をこれ以上長期拘束することは適当でないという考えに立って定められており、実際に審査に60日程度を要する事業も存在する。			
5057	5057139			z17019	全庁		環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していることとしている。	c		環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していることとしている。					(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一の取扱いをすべきである。	国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、債権譲渡特約が設けられていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業間連携の先例債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラバラ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	全庁・地方公共団体	環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していることとしている。			

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分	措置の内	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分	措置の内	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066004			z17024	全省庁	環境省内部通達(平成14年7月1日)乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡す	環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保保険保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしている。	C		環境省においては、既に平成14年7月から売掛債権担保保険保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしているが、各省庁及び各地方公共団体に適用する統一な共通ルールの策定については、国の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考え、						社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体	
5083	5083004			z17025	全省庁	なし	原則公開 (行政処分、不服審査、試験等に関する審議会等で、公開により当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は非公開。)	d		環境省の審議会等については、現状においても原則公開しているところであり、引き続き適切に対処する。						特定非営利活動法人「子ども無煙環境を推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進推進部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等文科会、税制調査会などは、財務省のホームページの連関予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を進やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数か月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早く(なっている)政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁	